



差出有効期間
平成31年6月
30日

518-0490

名張市鴻之台1番町1番地

名張市長 亀井 利克 行

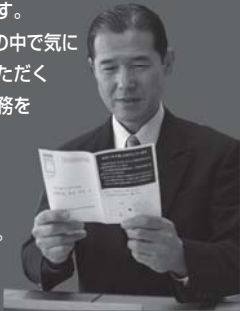
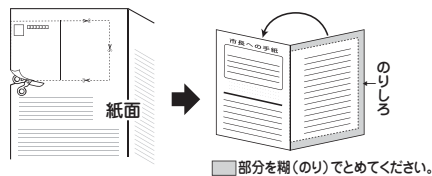
〈やまおり〉

「市長への手紙」は直接市長が拝見し、必要に応じて、担当室などに調査・検討を指示します。質問や回答の内容は、市ホームページなどでもご紹介しています。

持続可能な自治体を目指す中、「あれかこれか」と事業を選択しなければならないこともありますが、これは、皆様のご意見を伺いながら進めていく必要があります。

また、普段の暮らしの中で気に掛かることをお寄せいただくことは、さまざまな業務を改善するチャンスにもつながります。

幅広い皆さんからの声をお待ちしています。

市政に対する考えや思いをお寄せください
市長への手紙
 図 秘書広報室 ☎ 63・7402




3月1日～7日は春の火災予防運動

図 消防本部予防室 ☎ 63-1412

昨年は屋外での火の取り扱いの不注意による火災が数多く発生しました。市内では今年に入ってから2月8日までの時点で既に6件の火災が発生しています。

火の取り扱いには十分注意し、家庭や職場で火災予防の対策を今一度見直しましょう。



家庭で行う防火対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- 寝たばこは絶対やめる。
- ストープは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどの側を離れるときは必ず火を消す。

住宅用火災警報器は10年経ったら交換



住宅火災で亡くなる原因に多い「逃げ遅れ」を防ぐため、住宅用火災警報器は煙を感知して火災の発生を知らせてくれます。設置から10年が交換の目安です。正常に作動するか各家庭で点検をお願いします。

火災予防啓発と消防訓練を実施

開催日 3月2日(土)

場所 イオン名張店(元町)

内容/時間 防火ポスター表彰式/午前10時15分～11時
 1日消防長による火災予防啓発/午前10時45分～11時
 消防訓練/午前10時45分～11時
 はしご車搭乗体験(小学生以下抽選)/午前11時～12時
 ※はしご車搭乗体験は午前10時～11時に抽選券を最大200枚配布。抽選で30人が搭乗できます。



軽自動車やバイクなど

廃車や名義変更の手続きを忘れずに!

図 課税室 ☎ 63-7746、63-7429

軽自動車税は4月1日現在の所有者、使用者に課税されます

「盗難にあった」「人に譲った」場合も廃車や名義変更の手続きをしないと課税されます!

手続きをしないと、車両がなくても課税されます。また、4月2日以降に手続きをしても税金の月割りの払い戻しはありません。



農耕用車両も軽自動車税の対象です!

公道を走行しないトラクターやコンバインも軽自動車税の対象です。まだナンバープレートが付いていない車両をお持ちの方は、課税室でナンバープレートの交付手続きを行ってください。



バイク(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用作業車、フォークリフトなど)の手続きは、市役所1階課税室(16番窓口)にお越しください。

| こんなときは… | 持ち物 |
|-------------|----------------------|
| 廃車処分 | 印鑑、標識交付証明書、ナンバープレート |
| 盗難にあった | 印鑑、標識交付証明書、盗難届の受理番号 |
| ナンバープレートを紛失 | 印鑑、標識交付証明書、弁償金(300円) |
| 市内の人から譲り受けた | 印鑑、標識交付証明書、譲渡証明書 |
| 市外の人から譲り受けた | 印鑑、前所有者の廃車証明書、譲渡証明書 |
| 市外から転入した | 印鑑、転入前の市町村の廃車証明書 |
| バイクなどを購入した | 印鑑、販売証明書 |

※本人確認をさせていただきますので、免許証などをご持参ください。

軽自動車などの上記以外の手続きは次のところにお問い合わせください。

- ▼軽自動車(660cc以下の三輪・四輪)
…軽自動車検査協会三重事務所 ☎ 050-3816-1779
- ▼軽二輪(125cc～250cc以下)、小型二輪(250ccを超えるもの)
…中部運輸局三重運輸支局 ☎ 050-5540-2055